

住基カードを使った転出届（特例転出届）

この届出は、住基カード所有者のみ届出可能です。（有効期限切れの場合はお手続きできません）
届出期間は、引越する日から前後14日以内です。

住基カードを使った転出は、転入届の際に次の条件を全て満たす必要があります。

- 本人または転入する同世帯の者が、住基カードを持参して転入の届出に行くことができる。
- 住基カードの数字4桁の暗証番号を入力することができる。
- 転入日から14日以内に転入の届出に行くことができる。

千葉県山武市長 あて

◆下記の①②を同封し、山武市役所へ送付してください。

- ①「住基カードを使った転出届（特例転出届）」（この用紙です。太枠内に必要事項を記入してください。）
- ② 住基カードの写し（顔写真の無い住基カードの場合は、運転免許証、パスポート、保険証等の写しも併せてご送付ください。）

≪送付先≫ 〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市役所 市民課 住民係

※届出人は、住基カードの所有者に限ります。

届出人氏名		連絡先	※日中に連絡が取れる電話番号		
異動年月日	令和 年 月 日	※新しい住所に住み始めた日または予定日			
住所	新				世帯主
	旧	千葉県山武市			旧
	フリガナ 異動者氏名		生年月日		性別
1			明・大 昭・平 年 月 日		男・女
2			明・大 昭・平 年 月 日		男・女
3			明・大 昭・平 年 月 日		男・女
4			明・大 昭・平 年 月 日		男・女
5			明・大 昭・平 年 月 日		男・女
旧世帯主から みた続柄					

◆連絡先を必ずご記入ください。届出を受理した後に、その旨を連絡いたします。新住所地への転入届は連絡後に行ってください。

◆転入先市町村への特例転入届をする際に住基カード交付時に設定した数字4桁の暗証番号を入力していただく必要があります。

◆上記届出期間を経過してしまった場合は、特例転出を受付することができません。この用紙ではなく『転出届（郵送用）』でお手続きをお願いいたします。

◆国民健康保険、介護保険、児童手当、子ども医療、税金等で別途手続きが必要となる場合があります。

市役所受付印
※受付日＝届出日となります